

千葉市長沼原勤労市民プラザ使用許可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 千葉市長沼原勤労市民プラザの管理に関する基本協定書第7条に基づき、千葉市長沼原勤労市民プラザの使用許可に係る審査基準を定める。

(審査基準)

第2条 千葉市長沼原勤労市民プラザの使用許可に係る審査基準及び申請に対し処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（「標準処理期間」）は、次の表による。
なお、表中「条例」とは千葉市勤労市民プラザの各設置管理条例を、「規則」とは千葉市勤労市民プラザ管理規則を、「マニュアル」とは業務マニュアルを、「減免基準」とは利用料金減免基準を指す。

審査基準表

(施設専有利用)

施設専有利用の場合には、事前にID登録を有する必要がある。

使用許可の範囲	審査基準	標準処理期間
(使用の許可) 条例第5条関係	1 施設使用許可申請書が下記の受付時期及び期間内に提出されたかどうか。 (1) 管理規則第2条3項に規定する受付開始時期から使用日までの間とする。また、受付は先着順により行う。 (2) 受付開始時期に開催する抽選には、目的に応じた申請者が等しく参加するものとし、使用の日数(連続の場合、規則内の日数)及び時間の長短に関わらず等しく機会を得るものとする。	原則として施設使用許可申請書が提出された日
	2 使用の目的に対して料金区分が適正かどうか。 次に掲げる場合にあっては、割増料を徴する。 (1) 申請者が入場料の類を徴収する場合 (2) 営利を目的とした行為を行う場合（展示・広告等） (3) 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合 なお、割増料が2以上重複するときは、それぞれの割増料を加算する。	原則として施設使用許可申請書が提出された日
	3 使用しようとする日、時間及び施設について使用の妨げとなるような下記の事由(使用障害事由)がないかどうか。 (1) 既に、他の申請者に対し使用の許可をしている場合。 (2) 施設の改修工事等のため、一般の使用に供することが当該工事の施工等の障害になる場合。	原則として施設使用許可申請書が提出された日
	4 条例第6条により不許可とすべき下記に例示するような事由(使用不許可事由)がないかどうか。 ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。 イ プラザの施設を破損し、又は滅失する恐れがあると認められるとき。	原則として施設使用許可申請書が提出された日

	<p>ウ 暴力団の使用のとき。</p> <p>5 条例第7条により使用の制限・停止とすべき下記に例示するような事由（使用の制限等）がないかどうか該当する場合の例</p> <p>ア 建物の壁面、床面、窓ガラス、天井及び備付物件等を傷つけるおそれの多い行為を伴う事業等を行うために使用しようとするとき。</p> <p>イ 火気等の危険物の使用が伴い、火災発生等のおそれがある事業を行うために使用しようとするとき。</p> <p>ウ 騒音、異臭、振動の発生等、他の使用者に耐えがたい苦痛をもたらすような行為を伴う事業を行なうために使用しようとするとき。</p> <p>エ 条例第13条に該当した場合。使用の権利譲渡又は転貸</p> <p>オ 他の利用者の利用に支障が生じるような行為が認められるとき。</p>	
(利用料金の減免) 条例第11条関係	<p>1 減免基準の規定に該当するかどうか。</p> <p>(1) 勤労者団体 規則第8条 勤労者団体とは勤労者（職業の種類を問わず、事業主に雇用されている者をいう）が主体となって組織する団体であって、規則で定めるものは、その組織する者の半数以上が市内に住所または勤務する場所を有する勤労者によって占められる労働組合やその他の団体とする。</p> <p>(2) 障害者団体 規則第12条 障害者団体とは、利用者のうち半数以上が次に掲げる手帳の交付を受けている者が該当手帳を提示し使用する団体とする。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳</p> <p>ウ 市長が発行する療育手帳</p>	原則として利用料金減免申請書が提出された日

(個人利用)

- 1、規則第11条により、体育館及びトレーニングルームを個人使用しようとする者は、体育館個人使用券を購入することとする。利用料金は2時間での料金とし、時間超過の場合は、1時間ごとに超過料金を有する。
- 2、体育館利用は、小学生以下は保護者同伴。中学生の利用は保護者同伴でない場合は、18時までとする。
- 3、トレーニングルームの利用は、高校生以上とする。
- 4、規則第12条に該当する者および管理運営の基準 第1 施設管理業務基準 1 基本要件 (4) エ(イ) (ウ) に該当する場合は利用料金を減免とする。
 - (1) 障害者 無料
 - (2) 65歳以上の高齢者 180円
 - (3) 市民の日 無料

附 則

この審査基準は、令和3年4月1日から適用する。